

「遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会」の設立趣旨

【経緯・背景】

遠賀川流域は、福岡県北部の筑豊地方における社会、経済、文化の基盤をなすとともに、古くから続く稲作文化や石炭産業によって、わが国の近代化や戦後復興に大きな役割を果たすなど、人々の生活や文化、経済と深く結びついてきた。また、遠賀川流域は国定公園や県立自然公園に指定され、四季の景に恵まれた渓谷など豊かな自然環境を有し、人々の憩いの場や身近な自然環境として親しまれている。

遠賀川では、これまで行政機関と住民団体等による水質改善の取り組みや「多自然川づくり」を基本とした河川の整備が進められているが、多様な生物・生息する環境を再生するには、多くの課題が残されている。

また、流域においては、山地部の森林荒廃や、人口減少、高齢化、雇用の確保などの課題が顕在化している。

そのような中、平成24年1月に開催された第3回 I LOVE 遠賀川流域リーダーサミットでは、福岡県知事と流域の22市町村長が一堂に会し、「遠賀川の豊かな水の流れや生態系を守るため、一体となって水源の森林や多様な生物の生息・生育環境を育てる」等を目標として掲げる「遠賀川流域宣言」がなされた。

遠賀川流域では、これまで流域の各地で森林保全や河川の自然再生、環境学習などの取組が個々に行われてきているが、流域レベルで生態系ネットワーク形成を促進するためには、各主体が共通の目標を持ち、連携と協働により取組んでいくことが必要である。

このような背景のもと、遠賀川を基軸とした生態系ネットワーク形成の促進を図っていく上で、進むべき方向を示すために国土交通省遠賀川河川事務所では、学識者からなる遠賀川流域生態系ネットワーク検討委員会を設置し検討を重ね、平成29年8月に「遠賀川における生態系ネットワーク形成の促進に向けて（提言）」がとりまとめられた。

この提言を踏まえて遠賀川流域における多様な生物の生息・生育環境を保全・再生する取組を実践していくため、国土交通省、環境省、福岡県、流域内の7市13町1村（21市町村）からなる「遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会」を組織した。

【参考：遠賀川流域宣言】

遠賀川流域宣言

遠賀川は人々に限りない恵みを与え、生活に潤いと調和をもたらす私たちの「生命の川」です。そして産業、経済の礎となって流域の歴史を育んできました。

しかしながら、近年における社会経済の変化に伴い、水質汚濁やゴミの不法投棄などにより河川環境が悪化してきました。

私たちは、悠久の歴史を刻んできた母なる川、遠賀川を流域22市町村の貴重な財産であると認識し、子や孫へと持続可能な流域を訪れるすべての人たちのために、美しく豊かな河川環境とその生態系を守り継げなければなりません。

ここに、流域に住む私たちみんなが連携して次のことに取り組み、遠賀川をより美しい川として次の世代へ引き継ぐことを宣言します。

1. 私たちは、水源の山々から海までつながり響きあう、生命の環を育てます。

遠賀川の豊かな水の流れや生態系を守るために、山・川・海と水でつながる流域の人々がお互いを思いやり、一体となって水源の森林や多様な生物の生息、生育環境を守り育てます。

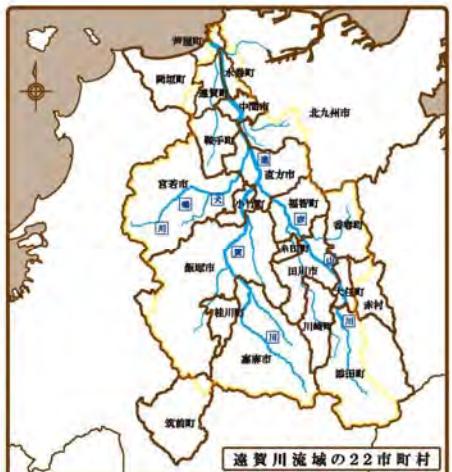
2. 私たちは、ふるさとの川、遠賀川を誇りに思い、みんなで守ります。

遠賀川が、安らぎや愛着を感じるふるさとの風景となるよう、人々の五感に心地よい川づくりに取り組むと共に、川に学び、川を見守る活動を通じて、遠賀川をより深く理解し、大切に守ります。

3. 私たちは、深い感謝の心をもって、遠賀川に礼をつくします。

遠賀川をより清く美しくするために、住民、事業者及び行政が連携して、関連する法令を守り、汚水処理施設の整備促進、生活排水対策、ゴミゼロにむけた一斉清掃など日々の努力を続けます。

平成24年1月22日



遠賀川流域の22市町村

北九州市長	北橋 健治	遠賀川流域生息系ネットワーク形成推進協議会
飯塚市長	齊藤 守史	事務局
中間市長	松下 俊男	第1回準備会
嘉麻市長	松岡 晴	第2回準備会
水巻町長	近藤 達也	第1回準備会
遠賀町長	原田 正武	第2回準備会
鞍手町長	柴田 好輝	第1回準備会
筑前町長	田浦 嘉久己	第2回準備会
添田町長	寺西 明男	第1回準備会
川崎町長	小田 幸男	第2回準備会
赤村長	春木 武男	第1回準備会
※順不同、敬称略		第1回準備会

【参考：推進協議会の位置付け】



遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 本協議会は、遠賀川流域における多様な生物の生息・生育環境を保全・再生していくため、国、県、市町村等が連携して、生態系ネットワーク形成のための目標を共有し、相互の生物多様性の保全・再生等の取組を一体的に推進することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は（別表－1）に掲げる構成員をもって構成する。

(役 員)

第4条 協議会は、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

(会 長)

第5条 会長は、遠賀川河川事務所長をもって、これに充て会務を運営する。

2 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。

3 会長は、第3条によるもののほか、必要に応じて構成員以外（学識経験者、住民団体等）を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。

(副会長)

第6条 副会長は、福岡県河川整備課長をもって、これに充てる。

2 副会長は、会長を補佐するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を、遠賀川河川事務所に置く。

(協議会の取組事項)

第8条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 協議会は、生態系ネットワークの形成を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた流域の取組方針を作成し、共有する。
- 二 流域における自然環境や生態系に関する情報を共有するとともに、各構成員が

- それぞれ又は連携して実施している取り組み状況等について共有する。
- 三 生態系ネットワーク形成を推進するために、自然環境の保全・再生活動の普及・啓発に取り組む。
 - 四 毎年、協議会を開催するなどして、流域の取組方針に基づく実施状況を確認する。また、取組の推進状況について定期的にフォローアップを行う。
 - 五 その他、生態系ネットワーク形成を促進するために必要な事項を取り組む。

(作業部会)

第 9 条 必要に応じて協議会の下部組織として、作業部会を設けることができる。

(会議の公開)

第 10 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によつては、非公開とすることができます。

(協議会資料の公表)

第 11 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、生物の貴重種等で公表することが適切でない資料等がある場合には、この限りではない。

(規約改正)

第 12 条 この規約を改正する必要が生じた場合は、協議会構成員の 2/3 以上の合意を得て改正することができるものとする。

(雑則)

第 13 条 協議会の規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 14 条 この規約は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。

(別表－1)

遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会 構成員

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 【会長】
環境省 九州地方環境事務所 環境対策課長
福岡県 県土整備部 河川整備課長 【副会長】
環境部 自然環境課長
農林水産部 農山漁村振興課長
直方市国土整備事務所長
北九州市国土整備事務所長
田川市国土整備事務所長
飯塚市国土整備事務所長
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境長
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境長
八幡農林事務所長
飯塚農林事務所長
北九州市長
直方市長
飯塚市長
田川市長
中間市長
宮若市長
嘉麻市長
芦屋町長
水巻町長
岡垣町長
遠賀町長
小竹町長
鞍手町長
桂川町長
香春町長
添田町長
糸田町長
川崎町長
大任町長
福智町長
赤村長

※必要に応じて、学識者や住民団体等が参加する